

## 栃木県総合計画懇談会設置要綱

### (趣旨)

第1 県政経営の指針となる新しい総合計画の策定に当たり、基本的な事項について意見を求めるため、栃木県総合計画懇談会（以下「懇談会」という。）を設置する。

### (組織)

第2 懇談会は、委員 50 名以内で組織する。

### (委員)

第3 委員は、次の各号に掲げる者のうちから知事が委嘱する。

- (1) 県議会議員
- (2) 学識経験を有する者
- (3) 市町村長
- (4) 公募による委員

2 委員の任期は、平成 18 年 3 月 31 日までとする。

### (会長)

第4 懇談会に会長を置き、委員の互選により、これを定める。

2 会長は会務を総理し、懇談会を代表する。会長に事故あるとき又は欠けたときは、あらかじめ会長が指名する委員がその職務を代理する。

### (会議)

第5 懇談会は、必要に応じて招集し、会長が議長となる。

2 懇談会は、必要があると認めるときは、議事に関係する者に出席を求め、意見を聴くことができる。

### (部会)

第6 懇談会に、専門の事項を検討するため部会を置くことができる。

- 2 部会は会長が指名する委員をもって構成する。
- 3 部会に部会長を置き、部会に属する委員の互選により選出する。
- 4 部会長は、部会の事務を掌理し、部会の経過及び結果を懇談会に報告する。

### (専門委員)

第7 部会に、専門の事項を調査させるため必要があるときは、専門委員を置くことができる。

- 2 専門委員は、学識経験を有する者のうちから、知事が委嘱する。
- 3 専門委員は、調査した事項に関し、部会の会議に出席して意見を述べることができる。
- 4 専門委員は、当該専門の事項の検討が終了したときは、解任されるものとする。

### (庶務)

第8 懇談会の庶務は、企画部企画調整課において処理する。

### (委任)

第9 この要綱に定めるもののほか、懇談会の運営について必要な事項は、会長が別に定める。

### (附則)

この要綱は、平成 16 年 5 月 20 日から施行し、平成 18 年 3 月 31 日をもって、その効力を失う。